

令和3年6月定例議会 議案概要		担当課	商工観光課	種別	その他				
議案番号	議案第66号	議案名	物産館ことうらの指定管理者の指定について						
目的	令和4年4月からの物産館ことうらの指定管理者と指定期間を定めるもの。								
内容	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>指定管理者及び指定管理期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定管理者</th> <th>指定管理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社 ことうら 代表取締役 河越 行夫</td> <td>令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで 10年間</td> </tr> </tbody> </table>					指定管理者	指定管理期間	株式会社 ことうら 代表取締役 河越 行夫	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで 10年間
	指定管理者	指定管理期間							
株式会社 ことうら 代表取締役 河越 行夫	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで 10年間								
<p>1 選定理由</p> <p>琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年琴浦町条例第1号)第8条及び物産館ことうら条例(平成23年琴浦町条例第21号)第4条の2の規定に基づき、次の理由により選定する。</p> <p>(1) 地元企業の優先選定と過去10年の実績を考慮</p> <p>物産館ことうらの指定管理者は、地元企業を優先するべきと考える。現テナントの意見を聞いたところ、(株)ことうらは、町内の6事業者(宝製菓、山本おたふく堂、油井かまぼこ、東伯ガス、東伯シティ、大山乳業)が結集した会社であること、また、これまでの10年の事業実績があり、継続して運営する意欲があることを踏まえて選定した。</p> <p>なお、赤碕町漁業協同組合は、指定管理者のもとでテナントとして入居し営業する意向である。</p> <p>(2) 「物産館ことうら」リニューアル活性化プラン</p> <p>(株)ことうらは、「物産館ことうらリニューアル活性化プラン」(別紙)を計画している。テナントの赤碕町漁業協同組合と一緒に、町や観光協会と連携して、物産館ことうらの更なる活性化に取り組む意向である。</p> <p>特に、テーマを「食を中心とした地域の情報発信基地」として、販売促進イベントの開催、デモ販売の実施、特産品づくりを計画しており、民間のノウハウを活用した活性化に期待が持てる。</p>									

	<p>2 指定管理者の業務範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物産館ことうらの管理、運営(軽微な修繕を含む。) ・物産館ことうらの情報や地域情報の発信(HPの整備) ・定期的なイベントの開催 <p style="padding-left: 40px;">テナントとして、赤碕町漁業協同組合も上記業務に共同で実施</p> <p>3 指定管理者が負担する経費等</p> <p>以下の項目を指定管理者の負担とし、独立採算による施設の管理運営を行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">人件費 事務費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等) 管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費(電気、ガス、上下水道料金) ・修繕費(1件50万円未満の施設、備品の修繕) ・委託料(清掃、ゴミ収集、警備、運搬等、消防点検費、電気保安費) <p style="padding-left: 40px;">定期的なイベントに係る費用、宣伝広告費 損害賠償保険</p> <p style="padding-left: 40px;">最終営業利益が200万円を超えた場合、利益の10%を町に納める。 物産館ことうら運営基金に積み立て、今後の修繕等に活用する。 その他管理等に必要な経費</p> <p>4 今後のスケジュール(案)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding-left: 40px;">令和3年6月</td> <td style="padding-left: 20px;">・指定管理者の指定</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 40px;">指定後、指定管理基本協定締結を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">9月</td> <td>・道の駅琴の浦リニューアル工事着手</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">令和4年3月</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;">完成</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">4月</td> <td>・リニューアルオープン</td> <td></td> </tr> </table>	令和3年6月	・指定管理者の指定			指定後、指定管理基本協定締結を行う。		9月	・道の駅琴の浦リニューアル工事着手		令和4年3月	"	完成	4月	・リニューアルオープン	
令和3年6月	・指定管理者の指定															
	指定後、指定管理基本協定締結を行う。															
9月	・道の駅琴の浦リニューアル工事着手															
令和4年3月	"	完成														
4月	・リニューアルオープン															
補足事項																

「物産館ことうら」リニューアル活性化プラン

< 概要 >

テーマ **「食を中心とした地域の情報発信基地 ～琴浦の味！博物館～」**

地元企業として、培った10年のテナント実績を元に、「民間ノウハウを生かした効果的、効率的な施設運営」や「民間感覚による顧客サービスの提供」を踏まえて、次の内容により、「物産館ことうら」の指定管理を行う。

(1) 管理・運営

項目	内容
安全・安心な施設管理	日常点検による危険の未然防止、危機管理体制、情報の一元化
快適な施設環境の提供	コロナ感染症対策、社員による清掃、接客等研修の充実
テナント等の管理・運営	管理費・共同実施イベントの経理、取扱い商品構成管理

(2) 施設情報や地域情報の発信

項目	内容
道の駅琴の浦HPの作成・管理	統一したHPの作成・管理
イベント情報の発信	HP、SNS、チラシ等活用
地域情報の発信	観光協会と連携し地域の観光やグルメ情報を発信

(3) イベントの開催・新商品の開発

項目	内容
季節に応じたイベント開催	海鮮祭り、カニ祭り等 実演販売の実施（蒲鉾等） 周辺道の駅との連携
新メニューの開発	食の新メニュー（勝手丼など）
新商品の開発	道の駅オリジナル商品の製作



食の新メニュー開発
(イメージ)



実演販売の実施
(イメージ)

関係法令等の抜粋

地方自治法第244条の2 第3項及び第6項

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 略

5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(指定管理候補者の選定の特例)

第8条 町長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条及び第4条に規定する手続(公募のこと)を経ず、指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 公の施設の設置目的、特性、規模等を考慮し、特に必要があると認められるとき。
- (2) 第4条の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理者を選定することができなかつたとき。
- (3) 指定管理候補者を指定管理者として指定することができなくなり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
- (4) 指定管理者が第11条の規定によりその指定を取り消されたとき又は指定管理者が指定を辞退したとき。

物産館ことうら条例

(指定管理者の選定の特例)

第4条の2 町長は、琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年琴浦町条例第1号)第8条の規定により、指定管理候補者を選定することができる。